

# 熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年7月4日

条例第6号

改正 平成20年9月29日条例第27号

平成23年3月16日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、熱海市が設置する公の施設(以下単に「施設」という。)の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し、法及び他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 申請の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項ただし書に規定する場合において、当該施設の指定管理者として選定することができる団体は、市が出資している法人、公共的団体、NPO法人等とする。

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 当該団体の経営状況を明らかにする書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平20条例27・一部改正)

(選定方法及び選定基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、施設の管理を行うのに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべきものとして選定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 前条第1号の事業計画書(以下単に「事業計画書」という。)の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(4) 前条第1号の収支予算書の内容が、施設の管理に要する経費の縮減を図るものであること。

2 市長は、前項の規定による選定を行うため、熱海市指定管理者選定委員会を置く。

(指定)

第5条 市長は、前条の規定により選定した団体について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該団体を指定管理者として指定するものとする。

2 市長は、指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を当該団体に通知するものとする。

(協定の締結)

第6条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第9条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、その取り消された日から30日以内に当該年度の当該指定を取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施及び利用の状況

(2) 使用料又は利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害を生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は前条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、当該施設又は当該施設の設備、備品等を原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第11条 指定管理者は、その管理する施設の設備、備品等を損傷し、若しくは滅失し、又は前条に規定する原状回復の義務を怠ったときは、その損害について、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(秘密保持の義務)

第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、熱海市個人情報保護条例(平成10年熱海市条例第3号)第9条第2項において準用する同条第1項及び第10条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、

若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

(平23条例4・一部改正)

(教育委員会が所管する施設)

第13条 教育委員会が所管する施設について、この条例の規定を適用する場合においては、第2条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熱海市個人情報保護条例の一部改正)

2 熱海市個人情報保護条例(平成10年熱海市条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成20年条例第27号)抄

1 この条例は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成20年12月1日)から施行する。

附 則(平成23年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第19号で平成23年10月1日から施行)